

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第20号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分課等)</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部 ア～カ 略 キ <u>情報課</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 健康福祉部</p> <p>ア <u>福祉課</u> イ <u>長寿社会課</u> ウ <u>障害福祉課</u> エ・オ 略 カ <u>健康増進課</u> キ・ク 略</p>	<p>(分課等)</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部 ア～カ 略 キ <u>行政デジタル推進課</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 健康福祉部 ア <u>健康福祉政策課</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ・オ 略 カ <u>社会福祉課</u> キ <u>長寿社会課</u> ク <u>障害福祉課</u></p>

改正前	改正後
<p>(6) 略</p> <p>(7) 農林水産部 ア・イ 略 ウ <u>農産課</u> エ <u>園芸課</u> オ～コ 略</p> <p>(8) 県土整備部 ア～エ 略 オ <u>土地対策課</u> カ～ケ 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に<u>文化・スポーツ交流局</u>を、健康福祉部に男女参画・こども局を置く。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の<u>文化・スポーツ交流局</u>に次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>スポーツ課</u></p> <p>(3) <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u></p> <p>(4) <u>SAGA2024総務企画課</u></p> <p>(5) <u>SAGA2024競技式典課</u></p> <p>(6) <u>SAGA2024施設調整課</u></p> <p>(7) 略</p>	<p>(6) 略</p> <p>(7) 農林水産部 ア・イ 略 ウ <u>農業経営課</u> エ <u>園芸農産課</u> オ～コ 略</p> <p>(8) 県土整備部 ア～エ 略 オ <u>土地利活用課</u> カ～ケ 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に<u>文化・観光局及びSAGA2024・SSP推進局</u>を、健康福祉部に男女参画・こども局を置く。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の<u>文化・観光局</u>に次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>5 <u>第2項のSAGA2024・SSP推進局</u>に次の課を置く。</p> <p>(1) <u>スポーツ課</u></p> <p>(2) <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u></p>

改正前	改正後
<p><u>5</u> 略 (総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>情報課</u> ア～ウ 略 (地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国際課 ア 海外施策及び国際交流に係る施策の<u>総合調整及び推進に関する</u>こと。</p> <p><u>イ～エ</u> 略</p> <p>(3)～(5) 略 (地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>スポーツ課</u> ア <u>スポーツに係る施策の総合調整に関する</u>こと。 イ <u>スポーツ(学校体育を除き、高齢者及び障害者に係るスポーツを含む。)</u>に関する<u>こと。</u> ウ <u>スポーツ施設に関する</u>こと(<u>SAGAサンライズパーク整備推進課の分掌する事務に関する部分を除く。</u>)。</p>	<p><u>6</u> 略 (総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>行政デジタル推進課</u> ア～ウ 略 (地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国際課 ア 海外施策及び国際交流に係る施策の推進に関する<u>こと。</u> <u>イ 多文化共生に係る施策の総合調整及び推進に関する</u>こと。 <u>ウ～オ</u> 略</p> <p>(3)～(5) 略 (地域交流部文化・観光局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・観光局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>エ スポーツコミッションに関すること。</u></p> <p>(3) <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u> <u>スポーツ施設の整備等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>SAGA2024総務企画課</u> <u>ア 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）の総合的な企画及び調整に関すること。</u> <u>イ SAGA2024の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関すること。</u> <u>ウ 全国障害者スポーツ大会の競技会等の運営に関すること。</u></p> <p>(5) <u>SAGA2024競技式典課</u> <u>ア 国民スポーツ大会の競技会等の運営に関すること。</u> <u>イ SAGA2024の式典に関すること。</u></p> <p>(6) <u>SAGA2024施設調整課</u> <u>ア SAGA2024の施設に関すること。</u> <u>イ SAGA2024の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p>	<p>(2) 略 <u>（地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務）</u></p> <p>第9条の2 <u>地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>スポーツ課</u> <u>ア スポーツに係る施策の総合調整に関すること。</u> <u>イ スポーツ（学校体育を除き、高齢者及び障害者に係るスポーツを含む。）に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p><u>ウ スポーツ施設に関すること（SAGAサンライズパーク整備推進課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p><u>エ スポーツコミッションに関すること。</u></p> <p>(2) SAGAサンライズパーク整備推進課</p> <p><u>スポーツ施設の整備等に関すること。</u></p> <p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康福祉政策課</p> <p><u>ア 健康福祉施策の総合企画に関すること。</u></p> <p><u>イ 保健医療調整本部に関すること。</u></p> <p><u>ウ 県民の健康増進及び生活習慣病の予防に関すること。</u></p> <p><u>エ 感染症（新型インフルエンザ等を含む。）の発生の予防及びまん延の防止に関すること。</u></p> <p><u>オ 予防接種に関すること。</u></p> <p><u>カ 結核の予防に関すること。</u></p> <p><u>キ ハンセン病療養所入所者等及びその親族の援護に関すること。</u></p> <p><u>ク 歯科保健に関すること。</u></p> <p><u>ケ 原子爆弾被爆者の援護に関すること。</u></p> <p><u>コ 管理栄養士、栄養士及び調理師に関すること。</u></p> <p><u>サ 栄養指導に関すること。</u></p> <p><u>シ 難病対策に関すること。</u></p> <p><u>ス がんその他の疾病対策に関すること。</u></p> <p><u>セ 臓器移植及び骨髄移植に関すること。</u></p> <p><u>ソ 粒子線治療の普及に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>福祉課</u></p> <p><u>ア 社会福祉事業に関すること。</u></p> <p><u>イ 生活保護に関すること。</u></p> <p><u>ウ 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。</u></p> <p><u>エ 民生委員に関すること。</u></p> <p><u>オ 生活福祉資金に関すること。</u></p> <p><u>カ 社会福祉関係団体に関すること。</u></p> <p><u>キ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</u></p> <p><u>ク 災害救済及び援護に関すること。</u></p> <p><u>ケ 福祉に関する事務所の施行事務並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>コ 未帰還者等の調査及び留守家族等の援護に関すること。</u></p> <p><u>サ 未帰還者の死亡処理等に関すること。</u></p> <p><u>シ 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。</u></p> <p><u>ス 戦傷病者等の援護に関すること。</u></p> <p><u>セ 戦没者遺族等の援護に関すること。</u></p> <p><u>ソ 旧軍人及び旧軍属の履歴に関すること。</u></p> <p><u>タ 旧軍人、旧軍属等の叙位及び叙勲に関すること。</u></p> <p><u>チ 引揚者等の援護に関すること。</u></p> <p><u>ツ その他地域福祉事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>長寿社会課</u></p> <p><u>ア 高齢社会対策の総合調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>イ 高齢者の福祉に関すること。</u></p> <p><u>ウ 介護保険に関すること。</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>エ 地域包括ケアに関する事。</u></p> <p>(3) <u>障害福祉課</u></p> <p><u>ア 身体障害児及び身体障害者の福祉に関する事。</u></p> <p><u>イ 知的障害児及び知的障害者の福祉に関する事。</u></p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。</u></p> <p><u>エ 発達障害児及び発達障害者並びに高次脳機能障害児及び高次脳機能障害者の福祉に関する事。</u></p> <p><u>オ 障害者の就労支援に関する事。</u></p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p>(6) <u>健康増進課</u></p> <p><u>ア 県民の健康増進及び生活習慣病の予防に関する事。</u></p> <p><u>イ 感染症（新型インフルエンザ等を含む。）の発生の予防及びまん延の防止に関する事。</u></p> <p><u>ウ 予防接種に関する事。</u></p> <p><u>エ 結核の予防に関する事。</u></p> <p><u>オ ハンセン病療養所入所者等及びその親族の援護に関する事。</u></p> <p><u>カ 歯科保健に関する事。</u></p> <p><u>キ 原子爆弾被爆者の援護に関する事。</u></p> <p><u>ク 管理栄養士、栄養士及び調理師に関する事。</u></p> <p><u>ケ 栄養指導に関する事。</u></p> <p><u>コ 難病対策に関する事。</u></p> <p><u>サ がんその他の疾病対策に関する事。</u></p> <p><u>シ 臓器移植及び骨髄移植に関する事。</u></p> <p><u>ス 粒子線治療の普及に関する事。</u></p>	<p><u>(2)・(3) 略</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(7)・(8)</u> 略</p>	<p><u>(4)・(5)</u> 略</p> <p><u>(6) 社会福祉課</u></p> <p><u>ア 社会福祉事業に関すること。</u></p> <p><u>イ 生活保護に関すること。</u></p> <p><u>ウ 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。</u></p> <p><u>エ 民生委員に関すること。</u></p> <p><u>オ 生活福祉資金に関すること。</u></p> <p><u>カ 社会福祉関係団体に関すること。</u></p> <p><u>キ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</u></p> <p><u>ク 災害救済及び援護に関すること。</u></p> <p><u>ケ 福祉に関する事務所の施行事務並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>コ 未帰還者等の調査及び留守家族等の援護に関すること。</u></p> <p><u>サ 未帰還者の死亡処理等に関すること。</u></p> <p><u>シ 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。</u></p> <p><u>ス 戦傷病者等の援護に関すること。</u></p> <p><u>セ 戦没者遺族等の援護に関すること。</u></p> <p><u>ソ 旧軍人及び旧軍属の履歴に関すること。</u></p> <p><u>タ 旧軍人、旧軍属等の叙位及び叙勲に関すること。</u></p> <p><u>チ 引揚者等の援護に関すること。</u></p> <p><u>ツ その他地域福祉事業に関すること。</u></p> <p><u>(7) 長寿社会課</u></p> <p><u>ア 高齢社会対策の総合調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>イ 高齢者の福祉に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農政企画課 ア～ウ 略 <u>エ 農村ビジネスに関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 農産課 <u>ア 主要農作物の生産振興に関すること。</u> <u>イ 水田農業の振興に関すること。</u> <u>ウ 農業団地の計画に関すること。</u> エ～シ 略 <u>ス 農産物検査に関すること(流通・貿易課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u>。</p>	<p><u>ウ 介護保険に関すること。</u> <u>エ 地域包括ケアに関すること。</u></p> <p>(8) 障害福祉課 <u>ア 身体障害児及び身体障害者の福祉に関すること。</u> <u>イ 知的障害児及び知的障害者の福祉に関すること。</u> <u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。</u> <u>エ 発達障害児及び発達障害者並びに高次脳機能障害児及び高次脳機能障害者の福祉に関すること。</u> <u>オ 障害者の就労支援に関すること。</u></p> <p>(農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農政企画課 ア～ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 農業経営課</p> <p>ア～ケ 略</p> <p><u>コ 有機栽培及び特別栽培の推進に関すること。</u> <u>サ 環境保全型農業の推進に関すること。</u> <u>シ 植物防疫に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) <u>園芸課</u></p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 有機栽培及び特別栽培の推進に関すること。</u></p> <p><u>ウ 環境保全型農業の推進に関すること。</u></p> <p><u>エ 植物防疫に関すること。</u></p> <p><u>オ 肥料及び農薬に関すること。</u></p> <p><u>カ 農業の機械化に関すること。</u></p> <p><u>キ 農業生産工程管理の推進に関すること。</u></p> <p>(5)～(10) 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>土地対策課</u></p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(6)～(9) 略 (部の主管課等)</p>	<p><u>ス 肥料及び農薬に関すること。</u></p> <p><u>セ 農業の機械化に関すること。</u></p> <p><u>ソ 農業生産工程管理の推進に関すること。</u></p> <p><u>タ 農村ビジネスに関すること。</u></p> <p>(4) <u>園芸農産課</u></p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 主要農作物の生産振興に関すること。</u></p> <p><u>ウ 水田農業の振興に関すること。</u></p> <p><u>エ 農産物検査に関すること（流通・貿易課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>(5)～(10) 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>土地利活用課</u></p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(6)～(9) 略 (部の主管課等)</p>

改正前	改正後
<p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 健康福祉部 <u>福祉課</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(室)</p> <p>第19条 危機管理防災課に消防保安室を、法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、<u>情報課にデジタルイノベーション室を</u>、さが創生推進課に移住支援室を、文化課に文化財保護室を、スポーツ課に競技力向上推進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、<u>障害福祉課に就労支援室を</u>、<u>医務課に医療人材政策室を</u>、<u>健康増進課にがん撲滅特別対策室を</u>、産業政策課にDX・スタートアップ推進室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総務部に情報統括監を、健康福祉部に医療統括監を置くことができる。</p> <p>4～7 略</p> <p><u>8～10</u> 略</p>	<p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 健康福祉部 <u>健康福祉政策課</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(室)</p> <p>第19条 危機管理防災課に消防保安室を、法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、さが創生推進課に移住支援室を、文化課に文化財保護室を、スポーツ課に競技力向上推進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、<u>健康福祉政策課にがん撲滅特別対策室を</u>、<u>医務課に医療人材政策室を</u>、<u>障害福祉課に就労支援室を</u>、産業政策課にDX・スタートアップ推進室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>政策部に政策統括監を</u>、総務部に情報統括監を、健康福祉部に医療統括監を置くことができる。</p> <p>4～7 略</p> <p><u>8 政策統括監は、上司の命を受けて、県の重要施策に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>9～11</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 地域交流部文化・スポーツ交流局にスポーツ総括監を置くことができる。</p> <p>5～8 略</p> <p><u>9・10</u> 略</p> <p>11 スポーツ総括監は、上司の命を受けて、スポーツの振興に関する事務に関して文化・スポーツ交流局長が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地域交流部文化・スポーツ交流局に推進監を置く。</p> <p>4 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、危機管理防災課に国民保護・防災対策監を、情報課に情報監を、福祉課に監査監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。</p> <p>5～10 略</p> <p>11 推進監は、上司の命を受けて、SAGAスポーツピラミッド構想</p>	<p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に<u>DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監及び企業立地総括監</u>を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 地域交流部<u>SAGA2024・SSP推進局</u>にスポーツ総括監を置くことができる。</p> <p>5～8 略</p> <p>9 <u>DX・スタートアップ総括監は、上司の命を受けて、産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>10 <u>再生可能エネルギー総括監は、上司の命を受けて、再生可能エネルギー導入の促進に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>11・12</u> 略</p> <p>13 スポーツ総括監は、上司の命を受けて、スポーツの振興に関する事務に関して<u>SAGA2024・SSP推進局長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地域交流部<u>SAGA2024・SSP推進局</u>に推進監及びリーダーを置く。</p> <p>4 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、危機管理防災課に国民保護・防災対策監を、<u>行政デジタル推進課</u>に情報監を、<u>社会福祉課</u>に監査監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。</p> <p>5～10 略</p> <p>11 推進監は、上司の命を受けて、SAGAスポーツピラミッド構想</p>

改正前	改正後
<p>に関する事務を掌理する。</p> <p>12～17 略</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 福祉課に副監査監を置くことができる。</p> <p>4～11 略</p> <p>第27条 地域交流部文化・スポーツ交流局に、文化・スポーツ交流局長及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、SAGAスポーツピラミッド構想に関する事務の一部を処理する。</p> <p>第27条の2 政策部に、政策部長、政策総括監、さがデザイン総括監、政策調整監、さがデザイン推進監及び調整監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職は、上司の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(以下「SSP構想」という。)に関する事務を掌理する。</p> <p>12 リーダーは、上司の命を受けて、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）に関する事務を掌理する。</p> <p>13～18 略</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 社会福祉課に副監査監を置くことができる。</p> <p>4～11 略</p> <p>第27条 地域交流部SAGA2024・SSP推進局に、SAGA2024・SSP推進局長、推進監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、SSP構想又はSAGA2024に関する事務の一部を処理する。</p> <p>第27条の2 政策部に、政策部長、政策統括監、政策総括監、さがデザイン総括監、政策調整監、さがデザイン推進監及び調整監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>第27条の3 総務部に、総務部長及び政策調整監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p>

改正前	改正後
	2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、 <u>部の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務の一部を処理する。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(佐賀県公有財産規則の一部改正)
- 2 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第23条第2項に規定する政策調整監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第23条第2項に規定する政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号において単に「政策調整監」という。）及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条</u></p>

改正前	改正後
(4)～(8) 略	第7号に規定する <u>かい</u> をいう。 (4)～(8) 略

(電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正)

- 3 電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和48年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与支給等の基礎事項の異動通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(電子計算組織による処理)</p> <p>第7条 <u>情報課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>(給与の支払及び精算等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(科目等の更正)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければなら</p>	<p>(給与支給等の基礎事項の異動通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>行政デジタル推進課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(電子計算組織による処理)</p> <p>第7条 <u>行政デジタル推進課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>(給与の支払及び精算等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>行政デジタル推進課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(科目等の更正)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>行政デジタル推進課長</u>に通知し</p>

改正前	改正後
<p>ない。</p> <p>(処理の特例)</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結果を情報課長に通知しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(処理の特例)</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結果を行政デジタル推進課長に通知しなければならない。</p>

(佐賀県財務規則の一部改正)

4 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項までに規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第23条第2項に規定する政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号及び次号において単に「政策調整監」という。）及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第6項までに規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第23条第2項に規定する政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号及び次号において単に「政策調整監」という。）及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置</p>

改正前	改正後
<p>かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第3項に規定する推進監（以下「推進監」という。）及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 政策調整監、推進監、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、<u>デジタルイノベーション室長</u>、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、<u>就労支援室長</u>、<u>医療人材政策室長</u>、<u>がん撲滅特別対策室長</u>、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、プロジェクトE推進室長、生徒支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。</p>	<p>かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、組織規則第23条第3項に規定する推進監（以下「推進監」という。）及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第3項に規定するリーダー（以下「リーダー」という。）及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 政策調整監、推進監、<u>リーダー</u>、組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項、<u>第27条の2第1項及び第27条の3第1項</u>に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、<u>がん撲滅特別対策室長</u>、<u>医療人材政策室長</u>、<u>就労支援室長</u>、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、プロジェクトE推進室長、生徒支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。</p>

改正前	改正後
(7)～(20) 略	(7)～(20) 略

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

5 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部改正)

6 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書</p>

改正前	改正後
<p>類を添えて、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>類を添えて、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

- 7 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

- 8 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正)

- 9 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤館長等は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 常勤館長等は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、地域交流部<u>文化・観光局長</u>に報告しなければならない。</p>

(退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

- 10 退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則（平成26年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の基礎事項の異動通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 退職手当管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(退職手当管理システムによる処理)</p> <p>第4条 <u>情報課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、退職手当管理システムにより退職手当の支給に必要な計算を行い、その結果を退職手当管理者に通知しなければならない。</p>	<p>(退職手当の基礎事項の異動通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 退職手当管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>行政デジタル推進課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(退職手当管理システムによる処理)</p> <p>第4条 <u>行政デジタル推進課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、退職手当管理システムにより退職手当の支給に必要な計算を行い、その結果を退職手当管理者に通知しなければならない。</p>